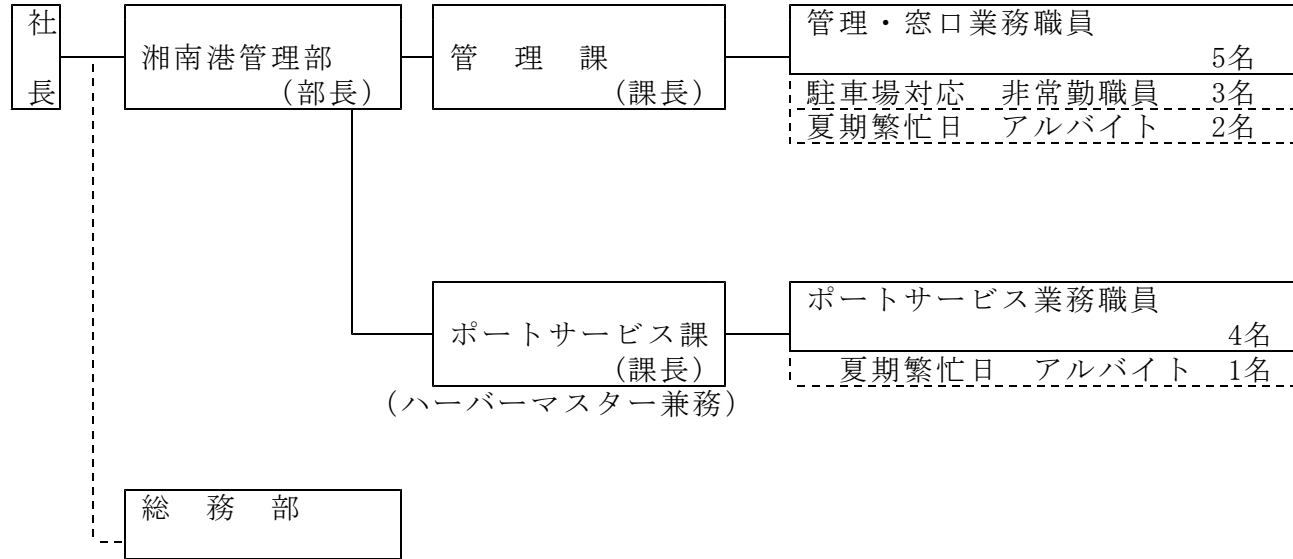


# 現指定管理者の業務実施体制

## 1 組織体制図



- 利用承認申請等の受付
- 出艇届・帰港届の受付、管理
- 駐車場の管理、料金徴収
- 県委託費の執行・支出  
(清掃・警備等の業務の発注)
- 県との連絡調整

- 海面監視、ヨットレスキュー
- 利用者アドバイス、指導
- 施設の巡視等
- クレーン操作
- スロープ・海面の清掃

- 職員の採用
- 庶務事務

## 2 人員配置表

	通常期		夏期	
	平日	土休	平日	土休
管理課(部長を含む。)	4～5人	5～6人	5～6人	6～7人
ポートサービス課	2～3人	4～5人	3～4人	4～5人
駐車場	1人	2人	1～2人	2人
計	7～8人	11～13人	9～12人	12～14人

※ 上記のほか、夏期には臨時アルバイトを採用している。

平成 1 9 年 度 指 定 管 理 料 ( 参 考 )

単 位 : 千 円

区 分		業 務 内 容	金 額
	人 件 費	・ 利用承認関係、ヨット利用者安全管理、 駐車場料金徴収、総括業務	62,089
事 務 費	一 般 事 務 費 (旅費、消耗品費、印刷、 運搬料、通信費など)	・ 職員旅費、消耗品、新聞図書、印紙代、 通信費、NHK受信料など	3,493
	光 熱 水 費	・ 上下水道、電気代	8,535
	保 險 料	・ 施設賠償保険、保管物賠償責任保険、 レスキュー艇等賠償責任保険など	1,840
	ヨット等安全管理業務費 (海上監視など)	・ レスキュー艇借上げ、燃料費など	1,611
	駐 車 場 管 理 費	・ 駐車場警備業務委託、駐車券印刷等	1,450
	施 設 維 持 管 理 費 (清掃料、修繕、保守点検、 夜間警備費)	・ 港湾施設等一般清掃、海面清掃 ・ 樹木管理 (剪定、除草等) ・ 港湾施設等修繕費 ・ フォークリフト、クレーン等保守点検 ・ 夜間休日等警備委託 など	27,854
	広 告 宣 伝 費	・ パンフレット作成、ホームページ作成・ 管理 など	500
	租 税 公 課	・ 事業所税など	846
	小 計		1 0 8 , 2 1 8
	消費税及び地方消費税		5 , 4 1 1
	支 出 合 計		1 1 3 , 6 2 9

注 1 ) 平成 19 年度指定管理費の見積額を参考に記載しています。

## 利用承認等の状況

	収入区分	17年度		18年度	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)
岸壁	証紙	34	407,307	12	24,325
船舶給水	証紙	1	6,717	1	3,838
入出港届		29		7	
ヨット係留(1年)	証紙	75	63,452,500	90	78,884,420
ヨット係留(1月超～1年未満)	証紙	21	5,383,800	13	2,836,080
ヨット係留(1月未満)	証紙	405	2,283,890	368	1,955,050
ヨット陸置(1年)	証紙	744	143,386,810	818	155,362,660
ヨット陸置(1月超～1年未満)	証紙	252	8,430,950	318	9,746,280
ヨット陸置(1月未満)	証紙	4,290	8,059,130	4,009	7,215,120
艇の変更承認		28		25	
権利譲渡(名義変更)承認		2		1	
共同利用者変更承認		5		12	
地位承継(名義変更)届		0		0	
利用承認事項変更届		90		65	
利用艇一時搬出届		347		287	
利用艇修理届		0		0	
係留・陸置施設廃止届		110		125	
未手続者への勧告		0		29	
未手続者への艇搬出通知		0		7	
係留場所等変更命令		0		1	
クレーン(有償)	証紙	564	1,489,460	556	1,478,520
クレーン(無償)		2,762		2,907	
出艇届		25,275		23,618	
駐車場	現金	103,084	71,373,030	109,962	76,038,320
収入あり	収入証紙分	6,386	232,900,564	6,185	257,506,293
	現金分	103,084	71,373,030	109,962	76,038,320
収入なし		28,648		27,084	

※収入区分欄の証紙は神奈川県収入証紙による収入、現金は現金領収によることを示します。

## 光 熱 水 費 状 況

### 1. 平成17年度、平成18年度光熱水費支払状況

(税込み 単位:円)

費用負担者 (平成17年度)	エ リ ア	平成17年度	平成18年度	費用負担者 (平成18年度以降)
管理受託者	ヨットハーバー等	4,315,849	3,550,151	指定管理者
神奈川県	緑 地 等	6,421,731	6,873,674	
		橋りょう(電気代のみ)	1,119,219	1,111,379
合 計		11,856,799	11,535,204	

# 清掃等業務内容

区域	月別		4~6月	7~9月	~10月	~11月	12~2月	~3月	面積	単位	備考	指定管理面積	単位	
			(3ヶ月間)	(3ヶ月間)	(2ヶ月間)	(2ヶ月間)	(3ヶ月間)	(1ヶ月間)						
ヨットハーバー(クルーザー域) 船舶保管地・北・中央・南ライン浮き桟橋	4回/週							6,907	㎡	修理工場及びクレーンヤードを除く	7,480	㎡		
ヨットハーバー(ディンギー域) 船舶保管地 船揚場(斜路)・南1、2浮き桟橋	4回/週							28,283	㎡	ヨットハウス、Jrヨット教室及び監視塔除く	31,430	㎡		
本船岸壁・第2南護岸	2回/週	4回/週	2回/週	2回/月				6,100	㎡		6,100	㎡		
緑地(北・中央・南・西)	4回/週							12,936	㎡		12,936	㎡		
緑地(北・中央・南・西)・低木剪定	2回/年							1,376	㎡					
緑地(北・中央・南・西)・高木剪定	2回/年							222	本					
南緑地遊歩道	4回/週							3,828	㎡		3,828	㎡		
駐車場(臨港道路付属)	1回/週	4回/週	1回/週	2回/月				11,499	㎡		11,499	㎡		
センタープロムナード(東緑地含む)	4回/週							2回/週	7,200	㎡	7,200	㎡		
北防波堤(北波除堤)・防波堤B・防波堤A	1回/週	2回/週	1回/週					1,420	㎡		1,420	㎡		
公衆トイレ	駐車場 南(本船岸壁)	4回/週	4回/週	4回/週	4回/週		1	箇所				合計	81,893	㎡
	駐車場 西(監視塔前)				1	箇所								
	岡本造船所 横				2回/週	1	箇所							
	ドライエリア				4回/週	1	箇所							
	休憩棟	2回/週	2回/週	2回/週	1	棟								
緑地 公衆トイレ	北トイレ	4回/週							1	箇所				
	中央トイレ	4回/週							1	箇所				
	江の島入口トイレ	4回/週							1	箇所				
	南トイレ	4回/週							1	箇所				
湘南港ヨットハウス内清掃								1	式	清掃内容等は別添				
休憩棟								1	棟					
水域	必要に応じて随時							別添図示						

## 別添 湘南港ヨットハウス内の清掃内容

清掃箇所	作業内容	面積	単位
事務室 (応接内容を含む)	床面掃き モップ清掃 くずかごのゴミ回収	66	m <sup>2</sup>
職員便所	床面掃き 水洗い 水拭き 消耗品補充 汚物処理 便器の清掃 鏡拭き くずかごのゴミ回収	8.4	m <sup>2</sup>
玄関ホール	床面掃き モップ清掃	160	m <sup>2</sup>
2階 ロビー	床面掃き モップ清掃	219	m <sup>2</sup>
2階 便所	床面掃き 水洗い 水拭き 消耗品補充 汚物処理 便器の清掃 鏡拭き くずかごのゴミ回収	22.5	m <sup>2</sup>
3階 ロビー	床面掃き モップ清掃	42	m <sup>2</sup>
階段	床面掃き モップ清掃	27	m <sup>2</sup>
* シャワー室・便所 脱衣室・洗面所	床面掃き 水洗い 水拭き 消耗品補充 汚物処理 便器の清掃 鏡拭き くずかごのゴミ回収	117	m <sup>2</sup>
* 更衣ロッカー室 手荷物ロッカー室	床面掃き モップ清掃	86	m <sup>2</sup>
* 船具室	床面掃き モップ清掃	242	m <sup>2</sup>
* 2階会議室	床面掃き モップ清掃 くずかごのゴミ回収	219	m <sup>2</sup>
* 3階会議室	床面掃き モップ清掃 くずかごのゴミ回収	102	m <sup>2</sup>
	対象面積は片面のみ	対象面積	内 高窓
1階正面玄関 バス出口	ガラスドア 水拭き	20.2m <sup>2</sup>	—
* 2階レストラン の高窓	窓ガラス・窓枠(サッシ) 水拭き	—	42.6m <sup>2</sup>
* ロビー・会議室 談話室	窓ガラス・窓枠(サッシ) 水拭き	212.1m <sup>2</sup>	85.0m <sup>2</sup>

(注) 清掃箇所欄に\*印がある箇所は、もっぱら指定管理附帯事業に使用する区域です。

## 警備等業務内容(参考)

### 1 施設警備業務(夜間及び昼間)

区 分	日 数	勤 務 時 間	備 考
夜間警備	365 日	17:00～翌8:30	実労働時間6時間
昼間警備	44 日	8:30～17:00	休業日 実労働時間8時間

### 2 駐車場管理業務

区 分	日 数	勤 務 時 間	備 考
早朝・夜間(夜間警備員兼務)	365 日	7:30～8:30 17:00～19:00	実労働時間 3時間
混雑・渋滞時出口設置(追加)	148 日	16:00～19:00	実労働時間 3時間

\* 混雑時、渋滞時:①土日、祝日、7月20日から29日、8月、ゴールデンウィーク、年始等

\* 早朝・夜間(夜間警備員兼務)備考記載の実労働時間は、1の夜間警備に記載した実労働時間の内数です。

設備等保守点検内容一覧表(参考)

番号	設備種別	設備等名称	点検項目	年間概算金額 (円)(参考)	点検内容
1		門型クレーン	船舶保管地(CY)	1,732,500	自主点検(月1回)及び保守委託点検(年1回)、その他、ホイア・クレーン安全協会性能検査(2年に1回)
2		ジブクレーン	船舶保管地(DY)	—	自主点検(月1回)
3	機械設備	駐車場関連機器	駐車場管理ソフトメンテナンス	420,000	年4回 (緊急対応は随時)
	全自動精算機				
	発券機				
	カーゲート				
	監視盤				
	超音波、光電感知器				
	入口表示灯				
	出庫注意灯				
		緊急対応			
4	輸送機器	クレーザープル	ミスズ(日産) 内燃機関式フォークリフト CP-NF-YAM-H	199,500	内燃機関式フォークリフト特定自主点検((社)建設荷役車両安全技術協会様式SR-LE-01-C)
5		ボートキャリア	東京TCM 蓄電池式フォークリフト TMB75	84,000	蓄電池式フォークリフト特定自主点検((社)建設荷役車両安全技術協会様式SR-LB-01-C)
6		スロープクレーナー	ミスズ(トヨタ) トラクタショベル(ホイール式) MSC-TJ15	178,500	トラクター・ショベル(ホイール式)特定自主点検((社)建設荷役車両安全技術協会様式SR-GL-01-A)
7		汽船「かもめ号」	5t未満(4.25m)、作業船、 最大搭載人員4名	14,700	点検3年に1度(次回平成20年度)
8	電気設備	受電設備	ヨットハウス、トイレ、船舶 修理施設、休憩棟	313,740	別表の月次点検、年次点検A(毎年1回)、年次点検B(3年に1回)に基づき実施する。
9		配電設備	ヨットハウス、トイレ、船舶 修理施設、休憩棟		
10		非常用予備発電装置	ヨットハウス		
11		蓄電池設備	ヨットハウス		
12		電気使用場所の設備	ヨットハウス、トイレ、船舶 修理施設、休憩棟		
13	消防設備	消火器具	ヨットハウス	32,760	消防法施行規則第31条に定める点検。 外観、機能(年間2回)、総合点検(年間1回)。

番号	設備種別	設備等名称	点検項目	年間概算金額 (円)(参考)	点検内容
14	消防設備	屋内消火栓設備	ヨットハウス	118,020	消防法施行規則第31条に定める点検。 外観、機能(年間2回)、総合点検(年間2回)。
15		自動火災報知設備	ヨットハウス	137,592	消防法施行規則第31条に定める点検。 外観、機能(年間2回)、総合点検(年間3回)。
16		誘導灯及び誘導標識	ヨットハウス	11,340	消防法施行規則第31条に定める点検。 外観、機能(年間2回)、総合点検(年間4回)。
17		非常電源(自家発電設備)	ヨットハウス	157,500	消防法施行規則第31条に定める点検。 外観、機能(年間2回)、総合点検(年間5回)。
18	空調設備	受水槽*	ヨットハウスシャワー用	84,000	年1回、内部清掃
19		ボイラー*	ヨットハウスシャワー用	126,000	「水質基準に関する省令」の規定に基づく平成15年7月22日厚生労働省告示第261号別表に定める方法で検査すること。

\*印は指定管理付帯事業専用を使用するもの。

### 別表(電気設備関係)

月次点検及び年次点検

電気工作物	点検方法	月次点検	年次点検		
			A	B	
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる区分開閉器等 引込線 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○※1	○	
	区分開閉器動作試験		○※1	○	
	保護継電器動作試験		○※1	○	
	保護継電器動作特性試験			○	
	断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○※1	○
	遮断器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○
	遮断器	動作試験		○	○
		内部点検			○
	電力ヒューズ	絶縁抵抗測定		○	○
		外観点検	○	○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○
変置器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○	
母線	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○	
配電盤回路	外観点検	○	○		
	保護継電器動作試験		○	○	
	保護継電器動作特性試験			○	
	計器校正試験			○	
受電設備の建物、室、キュービクルの金属箱	制御回路試験		○	○	
	外観点検	○	○		
接地装置	外観点検	○	○		
	接地抵抗測定		○※2	○	

電気工作物	点検方法	月次点検	年次点検		
			A	B	
配電設備	配電線路 (架空電線、支持物、ケーブル)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	断路器、遮断器 開閉器、変圧器 計器用変成器 電力用コンデンサ その他高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	接地装置	内部点検		○	
		絶縁油の点検・試験		○※3	
	非常用予備発電装置	原動機装置	外観点検	○	○
			抽動試験	○	○
		発電機装置	機内保護継電器動作試験		○
			外観点検	○	○
発電機装置		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○※2	
遮断器 配電盤 制御装置等		外観点検	○	○	
		保護継電器動作試験		○	
蓄電池設備		本体	保護継電器動作特性試験		○
			外観点検	○	○
	液量点検		○	○	
	充電装置	電圧・比重測定		○	
		液温測定		○	
	充付接地装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電気使用場所の設備	電動機類、電熱装置 電気溶接機	接地抵抗測定		○
			外観点検	○	○
		配線、配線器具 その他の機器	接地抵抗測定		○※2
漏洩電流測定			○	○	
接地装置					

- 注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいいます。  
(2) ※1 を付した項目は、停電範囲により実施しないことがあります。  
(3) ※2 を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがあります。  
(4) ※3 を付した項目は、PCB 漏入のおそれがある場合は試験を省略することがあります。  
(5) 「漏洩電流測定」は、高圧受電設備の変圧器の場合は試験を省略することがあります。  
(6) 変圧器の二次側以降の低圧電路(電気使用場所の設備を含む。)と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがあります。

## 現行保険加入状況(参考)

### 1. 施設内など

保険種別	保険対象範囲	概算金額(円)	保険内容	備考
自動車保険	三菱フォークリフト(クルーザーブル)	21,160	対人無制限、対物無制限(免責3万円)	
自賠責保険	三菱フォークリフト(クルーザーブル)	9,020	強制保険	○
自賠責保険	トヨタスロープクリーナー	9,020	強制保険	○
自動車保険	トヨタスロープクリーナー	50,110	対人無制限、対物無制限(免責3万円)	
自動車保険	コマツフォークリフト	30,230	対人無制限、対物無制限(免責3万円)	
自賠責保険	コマツフォークリフト	9,020	強制保険	○
賠償責任	TCMホートキャリア	22,920	対人1名:5,000万円/1事故:5,000万円(免責3万円)、対物1事故:5,000万円(免責3万円)	
モーターボート	レスキュー艇(トルネード)	165,750	船体520万円、賠償5,000万円、搭乗者:1名500万円/1事故6,500万円 捜索費用 200万円(免責5万円)	
モーターボート	かもめ	26,910	船体30万円、賠償5,000万円、搭乗者:1名500万円/1事故2,000万円	
賠償責任	船舶保管地も含めたハーバー内施設賠償責任	960,920	対人1名:5,000万円/1事故:1億円(免責1千円)、対物1事故:3,000万円。施設の構造上の欠陥、瑕疵、管理上の不備により他人の身体に傷害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に担保。	○
	船舶保管地も含めたハーバー内請負業者賠償責任		対人1名:5,000万円/1事故:1億円(免責1千円)、対物1事故:3,000万円	
	船舶保管地も含めたハーバー内生産物賠償責任		対人:5,000万円/1事故:1億円(免責1千円)、対物:3,000万円/1事故。施設の構造上の欠陥、瑕疵、管理上の不備により他人の身体に傷害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に担保。	
	船舶保管地も含めたハーバー内保管物賠償責任		5,000万円(免責5千円)/1事故、保管中のヨット等を損壊したり、盗取された場合に担保。	
賠償責任	臨港道路駐車場内施設賠償責任	39,330	対人1名:5,000万円/1事故:1億円、対物:1,000万円/1事故。施設の構造上の欠陥、瑕疵、管理上の不備により他人の身体に傷害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に担保。	○
	臨港道路駐車場内自動車管理者賠償責任	119,730	対物:12,770万円/1事故(免責5万円)、保管中の自動車が、紛失し又は盗取・搾取されたことにより、自動車の正権利を有する者に対して法律上の損害を担保。	
	合計	1,464,120		

### 2. ヨットハウス内

賠償責任	ヨットハウス内施設賠償責任	49,500	対人1名:5,000万円/1事故:1億円(免責1千円)、対物1事故:500万円(免責1千円)。施設の構造上の欠陥、瑕疵、管理上の不備により他人の身体に傷害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に担保。	
賠償責任	ヨットハウス内保管物賠償責任	18,050	対物1事故:100万円(免責5千円)、ロッカー内に保管中の貴重品に係る事故を担保。	

\* ○印は、加入が必須の保険

\* ヨットハウス内の保険は、指定管理附帯事業実施に係るもの

\* ヨットハウスについては、現在、県が火災共済に加入していますが、平成21年度からは、指定管理者にその費用をご負担頂きます。(平成20年度負担額:44992円)

## 「利用者利便施設提供事業」の実施状況

### 1 シャワー施設提供事業

- 湘南港では、ヨットを利用する者への利便施設として、指定管理者がシャワー施設の提供を行っています。
- 現在、県の設備を利用した「温水シャワー」30基と指定管理者が自ら調達した「コインシャワー」2基により実施しています。  
コインシャワーは、指定管理者が給排水設備等の工事を行い、シャワーはリース会社と賃貸借の上で設置したものです。
- 料金は、いずれも1回200円で、平成18年度の利用実績は、約3,600件、72万円の収入です。
- 温水シャワーの維持費用としては、ボイラーや受水槽の保守点検費用として約17万円（詳細は設備等保守点検内容参照）、燃料（重油）代として、年間25万円程度要しています。（平成18年度）
- なお、閑散期は、土、日、休日を除き、温水シャワーは稼働せず、もっぱらコインシャワー（プロパンガス）により対応しています。

### 2 ロッカー提供事業

- 湘南港において、ヨットを利用する者への利便施設として、ロッカーの提供を行っています。
- ロッカーは、ヨット関係の荷物を収納する「船具ロッカー」、手荷物や着替え等を収納する「手荷物・更衣ロッカー」があります。
- ロッカー数は合計で約960個あり、その内約3分の2は、県有物品として指定管理者に貸付していますが、残りの約3分の1は、現指定管理者が調達したものです。
- ロッカーの現在の利用料金は、船具ロッカーが大型12,600円、小型9,450円、手荷物・更衣ロッカーが1日200円（年間5,000円）です。平成18年度の利用実績は、約2,000件、734万円の収入となっています。

### 3 会議室貸出事業

- 湘南港における利用者の便宜のため、ヨットハウス内の「大会議室」、「中会議室」、「小会議室」、「レース運営室」の貸出事業を行っています。
- 料金は、時間料金制で、1時間につき、大会議室は平日1,350円（時間外2,000円）、土、日、祝日2,000円（時間外3,000円）、中会議室は平日700円（時間外800円）、土、日、祝日800円（時間外1,200円）、小会議室は平日250円（時間外350円）、土、日、祝日350円（時間外400円）、レース運営室は平日250円（時間外350円）、土、日、祝日350円（時間外400円）です。平成18年度の利用実績は、285件、約165万円の収入となっています。
- 会議室内のテーブル及びいす等の物品は、一部を除き、現指定管理者が調達したものです。

※ これらの施設の利用案内は、江の島ヨットハーバー（湘南港）のホームページにより確認できます。

<http://enoshima-yacht-harbor.jp/index.htm>

# 江の島ヨットハーバー(湘南港)利用者案内

2007. 04

皆さんがご利用するヨットハーバーです。快適かつ安全にセーリングができるよう、次のルールを守っていただくことをお願いします。



## 施設等の利用できる時間

### 【施設の利用時間】

ヨットハーバーの開閉時間

6月16日から9月15日まで 午前7時30分 ～ 午後7時

その他の期間 午前8時 ～ 午後6時

※ この時間以外に施設を利用するときは時間外利用届を、艇に宿泊しようとするときは、施設内宿泊届をあらかじめ、提出してください。

### 【窓口の受付時間】

6月16日から9月15日まで 午前8時 ～ 午後6時

その他の期間 午前8時30分 ～ 午後5時

※出港、帰港の手続等は、この窓口が開いている時間をお願いします。

### 【施設の休港日】

毎週火曜日（7月1日～9月30日は除く）、国民の祝日と重なる時は翌日

年末年始（12月29日～1月3日）

## 施設の利用方法

### 1 施設利用手続き

#### (1) 利用承認標識（ワッペン）等の表示について

ア 利用承認後、交付された標識は、必ず艇の後側部に貼り付けておき、みだりに剥がしたり、又は損傷しないでください。

「船台用名札」は、船台の見やすい位置に取り付けてください。

イ 利用期間中に、この標識等が滅失し、又は、損傷したときは届け出てください。

ウ この標識のない艇は、未承認利用とみなします。

(2) 係留及び陸置の場所について

利用を承認された艇は、係員の指示する場所に、正しく係留又は陸置してください。係員の指示する場所以外には、係留又は陸置はできません。

(3) 出港及び帰港手続について

艇の無事故確認のうえが必要です。必ず窓口へ届けてください。整備等で来港した場合でも窓口へ届けてください。

なお、出艇管理システムをお使いいただいた場合、帰港手続は窓口受付時間までにお済ませください。

(4) クレーン利用について

クレーン利用の際は、窓口で所定の手続をとってください。

クレーンの操作中は危険ですので、係員の指示に従ってください。

なお、陸置施設ご利用の場合、承認された艇以外のクレーン利用は有料となりますので、ご了承ください。

(5) 艇の一時搬出及び再搬入について

利用期間中に艇を施設外に一時搬出する場合は、あらかじめ一時搬出届を提出してください。また、この艇を再度施設に搬入する場合は、窓口までご報告願います。

なお、休業日は極力避けていただき、やむを得ない場合は、前日までに窓口「時間外利用届」を提出してください。

(6) 競技会の開催について

レース等を開催しようとする場合は、規模の大小にかかわらず、必ず、30日前までに、「競技会等開催届」を提出してください。

## セーリング中の事故防止について

(1) 台風が接近し又は強風、波浪等の注意報が発令されているときは、「出艇禁止」の掲示をしますので、絶対に出艇しないでください。また、悪天候が間近に予測されるときは、出艇を中止してください。

(2) ヨット操作中は、必ず救命胴衣を着装してください。また、定員は必ず守ってください。

(3) ヨット操船中は、ルールを守り、他船と接触等のないよう十分注意し、無理な帆走はしないこと。また、警報標識（赤色の吹き流し）に注意し、標識が掲げられたときは、速やかに帰港してください。

(4) 定置網等漁業施設、釣り客及び夏期の海水浴場には近づかないこと。特に本船岸壁灯台付近では、100メートル以内に接近しないでください。

## ヨットハーバー内の秩序の維持

- 1 通路や斜路は、大勢の人が利用する場所です。船台や艇は絶対に放置しないください。艀装は、斜路等他の人に迷惑のかかる場所で行わないください。
- 2 船艇等の修理資材、修理用具、その他の物品を放置しないでください。
- 3 艇用の燃料等の管理には、十分注意してください。(ロッカー内には絶対に保管しないでください。)
- 4 港湾施設又は船艇等を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をしないでください。また、損傷を与えたときは、速やかに届け出てください。
- 5 投錨にあたっては、他の錨鎖と交差しないようにしてください。
- 6 天候不順のおそれのあるときは、いつでも避難できるように準備してください。
- 7 何時でもきれいなハーバーと海で帆走するために、有害物、爆発物、その他危険物、ごみ、汚物その他衛生上有害と認められるものを持ち込んだり放置したり投げ捨てないでください。  
なお、ごみは原則お持ち帰り願います。またヨット用品等の廃棄処分については、有料で承ります。
- 8 ヨットハーバー内に搬出入等で車両を進入させる場合は、必ず届出をしてください。また、作業等は迅速に行い、速やかに退出してください。長時間の駐車はできません。
- 9 ヨットハーバー内では、釣り、遊泳は禁止されていますので絶対に行わないでください。また、自転車、キックボードやスケートボード等の使用やバーベキューなどの火気の使用も禁止です。
- 10 ヨットハーバー内においては、他人に迷惑をかけることのないように十分注意し、お互いに気持ちよく利用できるよう、良好な環境の保持に努めてください。

## お 願 い

湘南港の管理者として、ヨットハーバー内の見回り、監視等通常の管理は行いますが、利用者の皆さんも艇の適切な保安全管理をしてください。

特に、台風警報等が発せられたとき、又は台風が間近に接近しているときは、ヨットの係留、陸置状態等を点検し、他船に影響を及ぼさないよう十分措置を講じてください。

## 施設利用の更新等の手続について

### 1 更 新

- ① 係留施設又は陸置施設について、利用承認期間満了後も引き続き利用する場合は、承認期間満了日の前の 45 日から 15 日までの間に、所定の手続きを行ってください。
- ② 手続をしないで、利用承認期間満了日を過ぎた場合は、以後、施設の利用承認をしない場合がありますのでご注意ください。

### 2 艇の変更

- ① 艇の変更は、原則 1 回に限り認められます。ただし、クルーザーは艇の変更の認められる期間が限定されていますので、ご注意ください。
- ② 年間 24 回以上の出艇が 3 年以上の間継続している方は、①の例外措置として（艇の変更回数の制限がなく。）艇の変更が認められます。
- ③ 変更する艇の大きさは、承認施設の規格の範囲以内とします。
- ④ 艇の変更に当たっては、事前の届出及び承認等の手続が必要です。

### 3 利用名義等の変更

- ① 名義人及び共同利用者の変更等には、一定の制限があります。
- ② 名義人及び共同利用者の変更等に当たっては事前に申請手続等が必要です。

### 4 承認事項変更の届出

利用期間中に、住所、氏名、連絡先等承認事項に変更があったときは、速やかに届出てください。

### 5 利用廃止の届出

バースの利用を廃止する場合は、事前に廃止届等の届出が必要です。

※ 更新等の手続きでご不明な点は、お問い合わせください。

湘南港指定管理者  
株湘南なぎさパーク湘南港管理部  
0466 (22) 2128

## 平成 19 年度湘南港ディンギーヨット保管施設利用者募集要項

- 申込み受付期間      平成 19 年 4 月 1 日 ～ 平成 20 年 3 月 31 日

- 申込み受付方法      申込み書類は持参又は郵送

ただし、持参の場合は、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部（湘南港江の島ヨットハウス内）の受付時間と休港日は次のとおりとなっていますので、ご注意ください。

受付時間	6 月 16 日から 9 月 15 日までの間	午前 8 時から午後 6 時まで
	その他の期間	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
休 港 日	毎週火曜日（7 月～9 月を除く）。火曜日が祝日に当たるときは、その翌日 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）	

- 申込み先

(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部（湘南港江の島ヨットハウス内）

〒251-0036 藤沢市江の島 1-12-2      TEL 0466-22-2128

- 問い合わせ先

上記に同じ

- 募集の内容

区 分	艇の長さ	艇の幅
ディンギーヨット（陸置）	5.1 m 以下	2 m 以下

(注) 艇の長さ及び艇の幅は、付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。

- 応募艇数等

- ① 個人については、本人名義で艇を所有しているか、又は所有する予定がある方 1 人につき、1 艇の応募ができます。ただし、次の場合は、応募することはできません。

- ・ すでに湘南港で名義人としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合
- ・ すでに湘南港で共同利用者としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合  
(ただし、応募に際して共同利用を廃止する場合は除きます。)

- ② 法人のヨット部については、10 艇（救助艇を含む）から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。

- ③ 学校長が認めた課外活動として活動する学校のヨット部については、15 艇（救助艇を含む）から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。ただし、学校長がその旨認めた書類を提出していただきます。

## 目 次

- 1 申込みの受付
- 2 募集申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 3 募集の申込みに必要な書類
- 4 利用通知書の送付
- 5 利用承認申請等手続き
- 6 利用承認申請に必要な書類  
募集申込書

応募に当たっては、いろいろな条件がありますので、この募集要項を最後までよく読んで申し込んでください。

### 1 申込みの受付

- 受付期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日
- 受付方法 申込み書類は持参又は郵送

ただし、持参の場合は、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部の受付時間と休港日は次のとおりとなっていますので、ご注意ください。

受付時間	6月16日から9月15日までの間	午前8時から午後6時まで
	その他の期間	午前8時30分から午後5時まで
休 港 日	毎週火曜日（7月～9月を除く）。火曜日が祝日に当たるときは、その翌日	
	年末年始(12月29日から1月3日まで)	

- 申込先 別添の「湘南港ディングーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校）募集申込書」に必要事項を記載の上、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部（湘南港江の島ヨットハウス内）へ持参又は郵送してください。
  - ・ 持参又は郵送された応募書類は、お返しできません。
  - ・ 応募書類に不備がある場合（軽易なものを除く）又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

### 2 募集申込みについての注意事項及び主な利用条件

- (1) 応募書類を受け付けた後は、その内容を変更できません。
- (2) 次のような場合は、申込みを無効とします。
  - ① 応募書類に不備（軽易なものを除く）又は虚偽の記載があることが判明した場合。
  - ② 艇の「長さ・幅」が募集した規格内でない場合。
  - ③ 艇搬入期間内（2か月以内）に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合。
- (3) 応募艇数等は、次のとおりです。
  - ① 個人については、本人名義で艇を所有しているか、又は所有する予定がある方1人

につき、1艇の応募ができます。ただし、次の場合は、応募することはできません。

- ・ すでに湘南港で名義人としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合
- ・ すでに湘南港で共同利用者としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合  
(ただし、応募に際して共同利用を廃止する場合は除く。)

② 法人のヨット部については、10艇(救助艇を含む)から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。

③ 学校長が認めた課外活動として活動する学校のヨット部については、15艇(救助艇を含む)から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。ただし、学校長がその旨認めた書類を提出していただきます。

(4) 利用施設の位置は、株湘南なぎさパークで決定します。ただし、施設の管理上必要がある場合は、利用承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。

(5) 施設の利用承認期間は1月以上1年間ですが、特別な支障がないと認められれば、継続利用ができます。ただし、病気その他の理由がなく利用承認を受けた1年間に1度も出港しなかった場合は、継続利用を承認できません。

(6) 営利を目的とした施設の利用はできません。

(7) 休港日及び施設の利用時間は、次のとおりです。

- ①休港日 ・毎週火曜日(7月～9月を除く)。火曜日が祝日に当たるときは、その翌日  
・年末年始(12月29日から1月3日まで)

②施設の利用時間 原則として午前8時30分から午後5時まで

(8) 年間の利用料(平成19年4月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。

ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改訂されて、現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

#### ディンギーヨット陸置料(個人・法人のヨット部の場合)

艇の長さ	県内在住者	県外在住者
4m以下のもの	143,820円	172,620円
4mを超え 4.5m以下のもの	170,310円	204,310円
4.5mを超え 5m以下のもの	210,250円	252,350円
5mを超え 5.5m以下のもの	249,600円	299,530円

(注) 法人のヨット部における「県内」「県外」の別は、法人の所在地により区分します。

ディングーヨット陸置料（学校ヨット部の場合）

艇の長さ	県内	県外
4m以下のもの	71,910円	86,310円
4mを超え 4.5m以下のもの	85,150円	102,150円
4.5mを超え 5m以下のもの	105,120円	126,170円
5mを超え 5.5m以下のもの	124,800円	149,760円

- 注 1 学校教育法第1条に規定する学校のヨット部等（当該学校の長が認めた課外活動として活動するものに限る。）が本来の活動のために使用する艇については、5割の減額ができます。上記学校ヨット部の利用料は、5割減額後の金額です。
- 2 学校のヨット部における「県内」、「県外」の別は、学校の所在地又は学校長が認めたヨット部の本拠地により区分します。

3 募集の申込みに必要な書類

(1) 申込書

この募集要項に添付されている「湘南港ディングーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校）募集申込書」に必要な事項を記載してください。

(2) 添付書類

○ 個人の場合

- ・ 応募者本人及び共同利用者全員について、申込み前3か月以内に交付を受けた住民票又は外国人登録済証明書の写し（いずれも応募者本人及び共同利用者全員の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）
- ・ 18歳未満については、保護者の同意書

○ 法人のヨット部の場合

- ・ 申込み前3か月以内に交付を受けた商業登記簿

○ 学校のヨット部の場合

次の事項について、学校長が証明する書類（様式は問いません。）

- ・ 正規の課外活動として認められているヨット部であること
- ・ 学校の所在地
- ・ ヨット部の本拠地（学校の所在地と同じ場合は、記載はいりません。）

※ 学校長の証明書には、学校長の氏名及び学校長印を記名・押印してください。

(3) 返信用封筒

1通（利用通知書を送付する際使用します。）

（応募者の氏名、住所、郵便番号を記載し、80円切手を貼ってください。）

#### 4 利用通知書の送付

応募書類を受け付けた後、2週間以内に「利用通知書」で受付番号、利用施設、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類を送付します。

なお、申込みが募集する艇数を上回った場合は、受付番号をお知らせし、先に申込みをした方が辞退した場合や利用を廃止した施設が生じた場合には、順次利用通知をします。

- ・ 利用通知書を送付した後であっても、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

#### 5 利用承認申請等手続き

##### (1) 艇の搬入及び艇の長さ・艇の幅の実測

艇の搬入は、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部と日程を調整のうえ、利用通知後2か月以内に行ってください。なお、土曜日、日曜日、祭日は混雑しますので、搬入日は、火曜日(休港日)を除く平日にお願いします。なお、「船台」は、利用者の負担で用意してください。

艇を湘南港に搬入する際には、艇の「長さ・幅」を実測し、募集した規格内であるかどうかを確認します。

##### (2) 利用承認申請手続き

艇の「長さ・幅」の確認を受けた後、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部(湘南港江の島ヨットハウス内)窓口に利用承認申請書類(次項6 利用承認申請に必要な書類)を提出してください。

- ・ 利用承認申請書類を提出する際には、利用料に相当する県の収入証紙を購入して申請書に貼付してください。なお、県の収入証紙は、湘南港管理事務所窓口でも販売しています。

#### 6 利用承認申請に必要な書類

(1) 利用承認申請書(利用通知書を送付の際、同封してお送りします。)

(2) 添付書類

- ・ 誓約書(利用通知書を送付の際、同封してお送りします。)
- ・ 艇の横全景写真(セール番号が分かるように写っているもの)  
(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)
- ・ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの)

(3) 学校のヨット部で利用料の減免を希望する場合 施設利用料減免申請書

## 湘南港ディングーヨット保管施設利用者 (個人・法人・学校) 募集申込書

平成 年 月 日

(株)湘南なぎさパーク 代表取締役社長 殿

私は、湘南港ディングーヨット保管施設利用者募集要項の記載内容を了解のうえ、ディングーヨット陸置きに申し込みます。

なお、この申込書に記載内容の不備（軽易なものを除く）又は虚偽の記載があるときは、申込みを無効とされても異議ありません。

受付番号	※
------	---

ふりがな		生年月日	年 月 日	※
氏 名 (法人名)				
住 所	〒 — 電話 ( )			※
上記以外 の連絡先	勤務先・ その他			〔名称、電話番号等を 記載してください〕
共同利用者の有無 (個人のみ記載)	無 ・ 有 (有の場合は裏面に全員の住所・氏名を記載のこと)			
応募艇数 (法人・学校ヨット部のみ記載)	艇			
艇 型 〔メーカー〕 ・型式				
艇の長さ (実測)	m	※	艇の幅 (実測)	m ※
備 考	返信用封筒 1通(80円切手貼付、宛先(上記住所)を明記のこと)			

(注) ※印欄には、記入しないでください。

共同利用者名簿（申込者を除き4名まで）

ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日	※
住 所	〒 (電 話) ( )	※
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日	※
住 所	〒 (電 話) ( )	※
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日	※
住 所	〒 (電 話) ( )	※
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日	※
住 所	〒 (電 話) ( )	※

## 湘南港クルーザーヨット係留施設年間利用者募集要項

- **申込み受付期間**           平成19年5月10日(木)～平成19年6月8日(金)
  
- **申込み受付方法**           申込み先への郵送に限ります。(平成19年6月8日の消印まで有効)
  
- **申込み先**                   神奈川県藤沢土木事務所汐見台庁舎(許認可指導課)  
〒253-0033 茅ヶ崎市汐見台1-7
  
- **問合せ先**                  神奈川県藤沢土木事務所汐見台庁舎(許認可指導課)  
  TEL 0467-58-1473  
  又は  
  (株)湘南なぎさパーク湘南港管理部 (湘南港江ノ島ヨットハーバー)  
  TEL 0466-22-2128

○ **募集の内容**

区 分	艇 の 長 さ	艇 の 幅	艇 数
クルーザーヨット (係留)	8mを超え10 m以下	3.5m以下	2艇

- 注 1 クルーザーヨットとは、帆走を原則とし、船室を有する艇とします。  
 2 艇の長さ及び艇の幅は、船舶検査証書に記載されている長さではなく、付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。

○ **応募資格**

- ・ 本人名義で艇を所有しているか又は所有する予定がある方。
- ・ 本人若しくは同一世帯の方が、既に湘南港で名義人としてクルーザーヨット保管施設の利用承認を受けていない方。
- ・ 今回申し込みをされた方の「共同利用者名簿」に記載されていない方。
- ・ 共同利用者も同一艇の共同所有権を有することが必要です。
- ・ 同一世帯から2人以上の申し込みはできません。
- ・ 一人一通のみの応募とし、複数の応募は無効になります。

<目 次>

1	募集の申込みから抽選まで
2	当選後の手続き
3	募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件
4	募集の申込みに必要な書類
5	当選した場合に必要な書類 (利用承認申請書類)
	申込書 (裏面 共同利用者名簿)

応募にあたっては、いろいろな条件がありますので、この募集要項を最後までよく読んで申し込んでください。

## 1 募集の申込みから抽選まで

### 申込みの受付

- 受付期間 平成19年5月10日(木)～平成19年6月8日(金)
- 受付方法 郵送による受付のみ (6月8日の消印まで有効)
- 申込先等 別添の「湘南港クルーザーヨット係留施設年間利用者募集申込書」に必要事項を記載のうえ、神奈川県藤沢土木事務所汐見台庁舎へ郵送してください。
  - ・ 郵送された応募書類は、お返しできません。
  - ・ 応募書類に不備がある場合又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

### 抽選番号通知

- 受付期間終了後、平成19年6月27日(水)までに「抽選番号」を通知します。
  - ・ 平成19年6月27日(水)までに「抽選番号」の通知がない場合は、必ず神奈川県藤沢土木事務所汐見台庁舎までご連絡ください。
  - ・ 「抽選番号」を通知した後であっても、応募資格がないことが判明した場合には、抽選に参加できません。

### 抽 選

- 応募数が募集数を超えた場合は、抽選を行います。
  - ・ 抽選日時 平成19年7月11日(水) 午後1時30分から
  - ・ 抽選場所 江ノ島ヨットハーバー2階大会議室(藤沢市江の島1-12-2)
  - ・ 抽選は公開で行いますが、その出欠は当落に関係ありません。
- 抽選方法
  - ・ 当選者が辞退したときなどのために、一定数の「補欠順位」を抽選により決定します。
  - ・ 抽選日(平成19年7月11日)までの間に、さらに利用を廃止した同種の保管場所が生じた場合は、それを募集数に加えて抽選を行います。
  - ・ 当選者が辞退した場合は、「補欠順位」に従って利用者を決定します。
- 抽選結果をお知らせする方法
  - ・ 抽選日翌日(平成19年7月12日)の午前10時以降に、江ノ島ヨットハーバーフロント掲示板に抽選結果を掲示するとともに、江ノ島ヨットハーバーホームページに掲載します。

<http://enoshima-yacht-harbor.jp>
  - ・ 文書による通知 平成19年7月12日(木)以降、応募者全員に抽選結果を通知します。
  - ・ 電話による問合せは、お答えできません。
  - ・ 当選者には、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類をお送りします。

## 2 当選後の手続き

### 艇の搬入及び艇長・艇幅の実測

- 艇の搬入は、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部と日程調整のうえ、平成19年11月30日(金)までに行ってください。なお、土曜日、日曜日、祭日は混雑しますので、搬入日は原則として休港日を除く平日としてください。
- 艇を江ノ島ヨットハーバーに搬入する際に、艇の「長さ・幅」を実測し、募集した施設の規格内であるかどうかを、職員が確認します。

### 利用承認申請手続き

- 艇の「長さ・幅」の確認を受けた後に、江ノ島ヨットハーバー(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部に利用承認申請書類(後述P4の5・当選した場合に必要な書類)を提出してください。
- 利用承認申請書類を提出する際には、利用料(1年分)に相当する県の収入証紙を購入して申請書に貼付してください。なお、県の収入証紙は江の島ヨットハーバーフロントで販売しています。

## 3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件

- (1) 応募書類を受け付けた後は、その内容を変更できません。
- (2) 応募書類に不備又は虚偽の記載があることが判明した場合、艇の「長さ・幅」が募集した施設の規格内でない場合、又は、上記の艇搬入期間内に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合には、申込み又は当選を無効とします。
- (3) 施設利用に際しての主な条件は、次のとおりです。

利用できる者の範囲	利用を承認された者及び利用承認申請時に登録した9名までの「共同利用者」並びにこれらの者の同伴者
共同利用者	応募の際、「共同利用者名簿」に記載されている方は、本人の名義で別に応募することはできません。
艇の変更	新たに利用承認を受けた日が属する年度の4月1日から起算して5年間に限り、艇の変更が1回はみとめられます。
名義変更	相続により名義変更(地位の承継)を行う場合には、認められますが、「権利の譲渡」はできません。

- (4) 施設の利用承認期間は1年間ですが、継続のための利用承認申請を審査した結果、特別な支障がないと認められれば、継続利用ができます。  
ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に1度も出港しなかった場合は、継続利用を承認できません。
- (5) 営利を目的として施設を利用したり、施設内で営業行為を行うことはできません。
- (6) 休港日及び施設の利用時間は次のとおりです。
  - ア 休港日 火曜日(7月から9月を除き、その日が祝日に当たるときは、その翌日)、及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
  - イ 施設の利用時間 6月16日から9月15日まで (窓口) 午前8時から午後6時まで  
(建物) 午前7時30分から午後7時まで  
その他の期間 (窓口) 午前8時から午後5時まで  
(建物) 午前8時30分から午後6時まで
- (7) 施設の管理上必要がある場合は、利用を承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。

- (8) 年間の利用料(平成19年4月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。  
 ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改正された場合は、  
 現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

【クルーザーヨット年間係留料】

艇の長さ	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
8.0mを超え 8.5m以下のもの	760,270円	912,360円
8.5mを超え 9.0m以下のもの	851,740円	1,022,050円
9.0mを超え 9.5m以下のもの	919,600円	1,103,520円
9.5mを超え10.0m以下のもの	985,870円	1,183,120円

4 募集の申込みに必要な書類

申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>この募集要項に添付されている「湘南港クルーザーヨット係留施設年間利用者募集申込書」に必要な事項を記載してください。</li> <li>共同利用者については、裏面に記載してください。</li> </ul>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募者本人の申込み前3月以内に交付を受けた住民票又は外国人登録済証明書の写し(いずれも応募者本人の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)</li> <li>小型船舶登録事項証明書の写し (当選後に艇を所有予定の場合、小型船舶登録事項証明書の写しは利用承認申請を行う際に提出してください。)</li> </ul>
返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>2通 (抽選番号及び抽選結果を通知する際に使用します。応募者の氏名、住所、郵便番号を記載し、80円切手を貼ってください。)</li> </ul>

5 当選した場合に必要な書類(利用承認申請書類)

艇を搬入する日に、次の書類を株湘南なぎさパーク湘南港管理部に提出してください。(郵送による申請はできません)。

なお、申請に際しては、当選した本人であることを確認できる身分証明書(運転免許証など顔写真付きのもの)を必ず持参してください。

- (1) 利用承認申請書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

- (2) 添付書類

- ① 誓約書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)
- ② 艇の横全景写真(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)
- ③ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの。)
- ④ 小型船舶の登録等に関する法律に規定する「登録事項証明書」の写し(その艇が、適法に航行できるものであること及び申請者がその艇の所有者であることを確認します。)
- ⑤ 海技免状の写し(本人又は共同利用者が海技免状を有している場合)
- ⑥ 共同利用者全員の申請前3月以内に交付を受けた住民票又は外国人登録済証明書の写し  
(いずれも共同利用者全員の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)

(注) ④については、写しを提出していただくほか、受付の際に原本を提示していただきます。

## 湘南港クルーザーヨット係留施設年間利用者募集申込書

神奈川県知事 殿

私は、湘南港クルーザーヨット係留施設年間利用者募集要項の記載内容及び応募資格等を了解のうえ、申し込みます。なお、この申込書に記載内容の不備又は虚偽の記載があるときは、申込み又は当選を無効とされても異議ありません。

平成 19 年 月 日

受付番号	※
------	---

ふりがな			
氏 名			(生年月日) 年 月 日
住 所	〒 電話 ( )		
上記以外 の連絡先	(名称) 電話 ( ) (所在地)		
共同利用者	<input type="checkbox"/> 有 (有の場合には、申込者を除く全員の氏名を裏面に記入のこと) <input type="checkbox"/> 無		
艇 型	<input type="checkbox"/> メーカー・型式 ( ) <input type="checkbox"/> 型式未定 (購入予定)		
艇長 (実測)	m	艇幅 (実測)	m
備 考			

(注) 返信用封筒2通を添付してください。(各々に80円切手貼付、宛先を明記のこと。)

※印欄には、記入しないでください。

## 共同利用者名簿

ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )
ふりがな 氏名	(生年月日) 年 月 日生
住 所	〒 電 話 ( )

# 湘南港駐車場管理規程

## 1. 名 称

湘南港臨港道路附属駐車場

## 2. 管理者の住所氏名

横浜市中区日本大通1 神奈川県知事 松沢 成文

## 3. 管理及び料金収納事務の委託先名称

藤沢市江の島1丁目11番1号

株式会社 湘南なぎさパーク 代表取締役社長 加賀谷 久

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、湘南港臨港道路附属駐車場の利用について必要な事項を定めるものとする。

(規程の遵守)

第2条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(開場時間)

第3条 駐車場の開場時間は、午前5時から午後9時30分までとする。ただし、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することがある。

(供用の休止等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部について、供用の中止、車路の通行止、駐車した自動車（以下「車輛」という。）の退避等を行うことがある。

(1) 天災地変による災害、火災、浸水、その他これらに準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 駐車場の保安上利用の継続が適当ではないと認められる場合

(3) その他駐車場の管理上特に必要があると認められる場合

(駐車できる車輛)

第5条 駐車場に駐車することのできる車輛は、自動二輪車、普通自動車、大型自動車等とする。

## 第2章 利 用

(駐車場の入出等)

第6条 利用者は駐車場入口において駐車券の交付を受けてから入庫しなければならない。

2 利用者は出庫しようとするときは、出口精算機にて所定の駐車料金を納付し、出庫しなければならない。

3 駐車場の管理上必要があると認められるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第7条 駐車場の管理上必要があると認められるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の通行)

第8条 利用者は、駐車場の車両通行について、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 速度は8 km毎時を超えないこと。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車位置を離れる車輛の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第9条 前条の定めによるほか利用者は駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙し又は火気を使用しないこと。
- (2) ごみは持ち帰ること。
- (3) 場内又は車内で宿泊しないこと。
- (4) 場内で車輛の洗浄はしないこと。
- (5) 場内の施設、他の車輛に損傷を与え又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届け出る  
こと。
- (6) 駐車中はエンジンを必ず停止し、貴重品その他盗難のおそれのある物品を社内に放置しないこ  
と。
- (7) 場内において営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他公安を害する行為をしないこと。
- (8) その他業務又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車拒絶等)

第10条 管理受託者は、駐車場が満車である場合に駐車受付を停止するほか、次の各号に該当する場  
合には駐車場の利用を拒絶し、又は車輛を退出させることがある。

- (1) 駐車場の施設又は車輛をき損又は汚損するおそれがあるとき。
- (2) 有害物又は爆発物その他の危険物を積載し又は取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音又は臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物を  
こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があると認められたとき。

(出庫拒否)

第11条 管理受託者は、次の場合には駐車した車輛の出庫を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用券を提出しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合において所定額の現金を納付しないとき。
- (3) この規程第12条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故に関する措置)

第12条 管理受託者は、駐車場において事故が発生し又はそのおそれがあるときは速やかに必要な措  
置を行うものとする。

### 第3章 駐車料金および駐車料金の算定等

(駐車料金)

第13条 駐車料金は、1 車輛につき次のとおりとする。

区 分	原動機付き自転車 及び自動二輪車	小型自動車、小型特殊 自動車及び普通自動車	大 型 自 動 車 及 び 大 型 特 殊 自 動 車
	1 回につき260円	1 回につき670円。ただし、 7 月 1 日 から 8 月 31 日 まで の間は800円とする。	1 回につき930円。ただし、 7 月 1 日 から 8 月 31 日 まで の間は、1,080円とする。

1 1 回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。

2 港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則で定める開場時間を過ぎて翌日の開場時間まで駐車したときは、2 回分の料金とする。

(料金の払戻し等)

第14条 料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

(利用者に対する損害の賠償)

第15条 管理受託者は、その責に帰すべき事由により車輛を滅失し、き損又は汚損したときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(車内の物品に関する免責)

第16条 前条の規定にかかわらず、管理受託者は、駐車場に駐車中の車内に留置された貴重品その他の物品が滅失、き損又は汚損した場合の損害については賠償しない。

(車輛又は利用者の損害に関する免責)

第17条 管理受託者は、次の事由その他管理受託者の責に帰することのできない事由によって生じた車輛又は利用者の損害については賠償しない。

(1) 天変地変その他不可抗力による事故

(2) 当該車輛その積載物、若しくは取付物の瑕疵又は積載物、若しくは取付物の性質による事故

(3) 第12条の規定による措置

(利用者の故意、過失による損害の賠償)

第18条 利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設又は他の利用者の車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### 第 4 章 雑 則

(この規程に定めない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。

# 緑化協力金制度実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、緑化協力金の受入れ、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化協力金 かながわトラストみどり基金条例（昭和61年条例第4号。以下「基金条例」という。）第3条第2号に規定する基金の趣旨に添う寄附金で、駐車場利用者及び駐車場の経営主体から拠出される任意の寄附金をいう。
- (2) 県営駐車場 県が公の施設条例に基づき設置している駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (3) 県の第三セクターの駐車場 県有地を活用して駐車場を運営する県の第三セクターの駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。

## (実施駐車場)

第3条 緑化協力金は、別表第1及び別表第2に掲げる県営駐車場並びに別表第3及び別表第4に掲げる県の第三セクターの駐車場において実施する。

## (受入れ方法)

第4条 別表第1に掲げる県営駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の出納員又は会計出納員が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に收受し、県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。

2 別表第2に掲げる県営駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の管理受託者、指定管理者又は駐車料金徴収受託者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に預かるものとする。

3 別表第4に掲げる第三セクターの駐車場における緑化協力金の受入れは当該施設を運営する第三セクター代表者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に收受するものとする。

4 前3項における緑化協力金の金額は、駐車時間や車種にかかわらず自動車（二輪車を含む）1台当たり1回20円とする。

5 第1項において緑化協力金を利用者から現金領収したときに交付する現金領収書については、別紙1に掲げる様式によるものとする。

6 第2項において緑化協力金を利用者から預かったときは、緑化協力金の金額を明示した領収書を利用者に交付し、別紙2に掲げる「緑化協力金用現金出納簿」に記帳するものとする。

7 第3項において緑化協力金を利用者から收受したときは、緑化協力金の金額を明示した領収書を利用者に交付するものとする。

8 第2項において緑化協力金を利用者から預かった施設の管理受託者、指定管理者又は駐車料金徴収受託者及び第3項において利用者から緑化協力金を收受した県の第三セクター代表者は、一定期間それを取りまとめ、(財)かながわトラストみどり財団の銀行預金口座に振り込むものとする。

9 前項に基づき緑化協力金の振り込みを受けた(財)かながわトラストみどり財団は、県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。

10 別表第3に掲げる県有地を活用して駐車場を運営する県の第三セクターにおいては、その駐車場収入の一部を県に拠出するものとし、それを緑化協力金とする。

(基金への積み立て)

第5条 緑化協力金は、基金条例に基づく基金に積み立てるものとする。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益のうち、緑化協力金が原資となっている部分については、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金に積み立てた緑化協力金は、自然環境又は歴史的環境を保全するために樹林地等を買入れる場合に限り、これを処分することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月16日から施行する。

## 別表第 1

かながわ県民活動サポートセンター
フラワーセンター大船植物園
足柄上病院
循環器呼吸器病センター

## 別表第 2

かながわ労働プラザ（（財）神奈川県労働福祉協会が指定管理）
湘南港（株）湘南なぎさパークが指定管理）
大磯港（県がアマノマネジメントサービス（株）に徴収委託）
芦ノ湖キャンプ村（（社）神奈川県観光協会が指定管理）
相模湖交流センター（相模原市が指定管理）
由比ガ浜地下駐車場（神奈川県道路公社が指定管理）
葉山港臨港道路附属駐車場（葉山町が指定管理）
（三崎漁港）本港環境整備施設区域の駐車場（株）三浦海業公社が指定管理）
県民ホール（（財）神奈川芸術文化財団が指定管理）
片瀬海岸地下駐車場（（株）湘南なぎさパークが指定管理）
（三崎漁港）宮川環境整備施設区域の駐車場（みうら漁業協同組合が指定管理）
青少年センター（県が（株）グローバル横浜警備保障に徴収委託）
汐見台病院（（社）神奈川県医師会が指定管理）
相模湖公園（相模湖観光協会が指定管理）
あいかわ公園（（財）宮が瀬ダム周辺振興財団が指定管理）
恩賜箱根公園（（財）神奈川県公園協会が指定管理）
大磯城山公園（（財）神奈川県公園協会が指定管理）
七沢森林公園（（財）神奈川県公園協会が指定管理）
四季の森公園（（財）神奈川県公園協会が指定管理）
秦野戸川公園（（財）神奈川県公園協会が指定管理）
観音崎公園（横浜緑地・西武造園グループが指定管理）
東高根公園（横浜緑地・西武造園グループが指定管理）
相模原公園（（財）神奈川県公園協会・（株）サカタのタネグループが指定管理）

## 別表第 3

神奈川県道路公社
（株）湘南なぎさパーク

別表第4

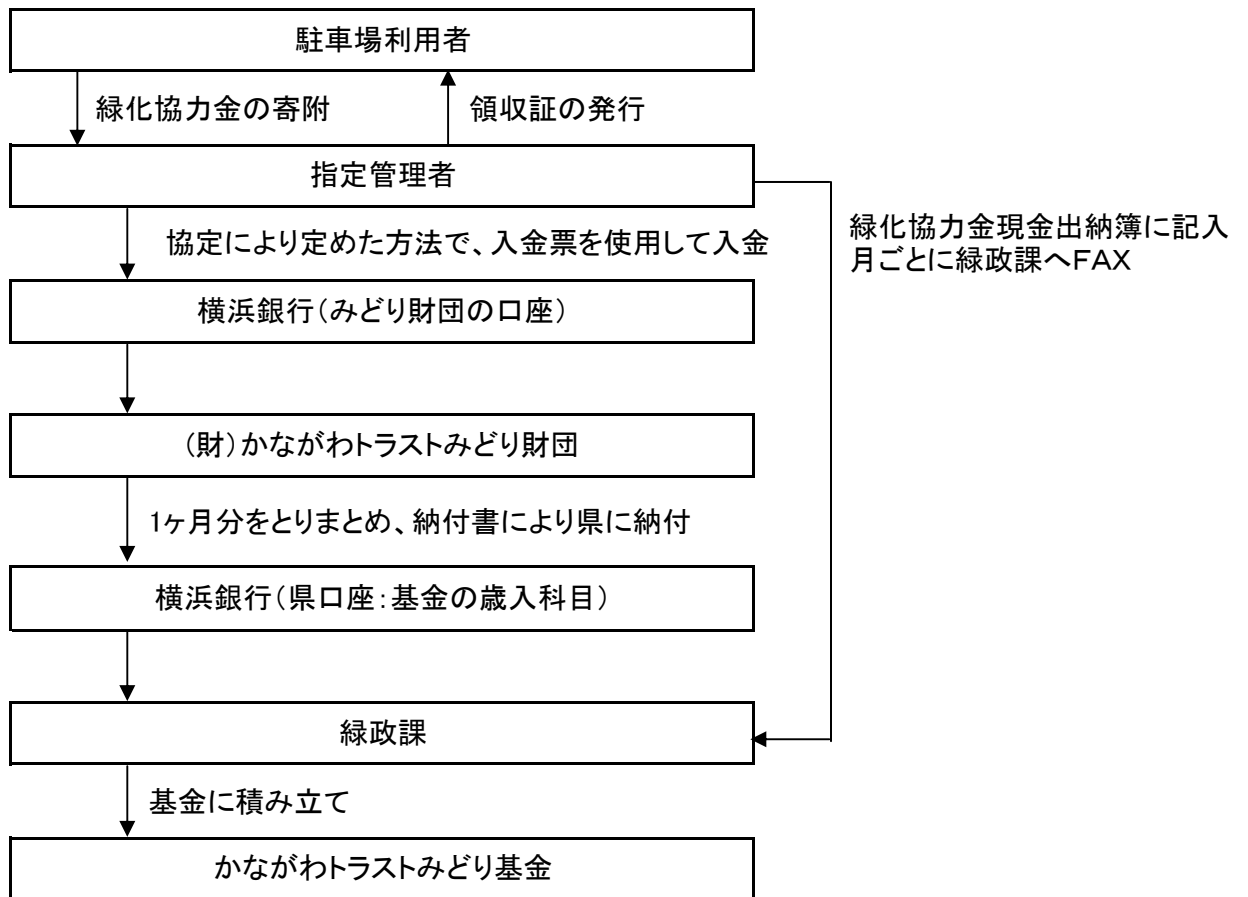
(財)神奈川県公園協会
-------------

## 領収書様式

		出納員
年 月 日		
領 収 書		
入	年 月 日	
	(入場時刻)	
出	(出場時刻)	
現金		円
(内訳)		
駐車料金		円
緑化協力金		円



○ 緑化協力金フロー図



湘南港管理月報（平成 年 月分）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

湘南港指定管理者  
 ○○○○  
 代表取締役社長 △△ △△

湘南港の管理に関する基本協定書第39条第1項の規定に基づき、次のとおり月例業務報告書を提出いたします。

1 利用承認の状況

(1) 係留・陸置施設の利用承認等の状況 (件数 括弧内は減免)

区分	件数	繰越分	申請	処理	未処理	
一般利用	新規	係留	( )	( )	( )	( )
		陸置(クルーザー)	( )	( )	( )	( )
		陸置(ディングー)	( )	( )	( )	( )
		陸置(その他)	( )	( )	( )	( )
	継続	係留	( )	( )	( )	( )
		陸置(クルーザー)	( )	( )	( )	( )
		陸置(ディングー)	( )	( )	( )	( )
		陸置(その他)	( )	( )	( )	( )
	廃止 取消しを含む	係留	( )	( )	( )	( )
		陸置(クルーザー)	( )	( )	( )	( )
		陸置(ディングー)	( )	( )	( )	( )
		陸置(その他)	( )	( )	( )	( )
用 手続未了 月末更新 未申請分	係留	( )	( )	( )	( )	
	陸置(クルーザー)	( )	( )	( )	( )	
	陸置(ディングー)	( )	( )	( )	( )	
	陸置(その他)	( )	( )	( )	( )	
短期利用	係留	( )	( )	( )	( )	
	陸置(クルーザー)	( )	( )	( )	( )	
	陸置(ディングー)	( )	( )	( )	( )	
	陸置(その他)	( )	( )	( )	( )	

(2) 施設の利用状況 (係留・陸置施設)

区分	パース数	前月末	当月末	増減
一般利用	係留			
	陸置(クルーザー)			
	陸置(ディングー)			
	陸置(その他)			

(3) 各種承認、届出等

区分	名義変更	艇変更	競技会	共同利用者	一時搬出
件数					
区分	時間外利用	一時使用			
件数					

(4) その他

「収入状況月報」のとおり

2 維持管理の状況

「維持管理業務月報」のとおり

3 その他

### 湘南港施設維持管理業務月報(月)

平成20年 月 日

記録者: \_\_\_\_\_

単位 : 日

施設名	維持管理	清掃	夜間巡回	巡視	点検	小破修繕	利用指導等	作業状況
ヨット 関連 施設	係留施設							
	陸置施設							
	20トンクレーン施設	/		/				
	3トンクレーン施設	/		/				
	ヨットハウス							
本船岸壁					/			
駐車場								
トイレ								
緑 地 等	センター・ロムナード							
	南緑地				/			
	西緑地				/			
	北緑地				/			
	中央緑地				/			
	南防波堤遊歩道				/			

特記事項

管理課長	担当責任者

総括責任者による評価(良・否)

コメント

統括責任者

### 湘南港施設維持管理日誌

平成18年            月            日 (            )            記録者: \_\_\_\_\_  
天候

✓は実施済み、△は報告書あり

施設名		維持管理	清 掃	夜間巡回	巡 視	点 検	維 持 小破修繕	利用指導等	作業状況
ヨット 関連 施設	係留施設		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	陸置施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	20トンクレーン施設	△	<input type="checkbox"/>	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	3トンクレーン施設	△	<input type="checkbox"/>	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	ヨットハウス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
本船岸壁		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
駐車場		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
トイレ		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緑 地 等	センタープロムナード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	南緑地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	西緑地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	北緑地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	中央緑地	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	南防波堤遊歩道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

特記事項

管理課長	担当責任者

総括責任者による評価(良・否)

コメント

統括責任者